

平成26年第5回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月25日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（16名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	10番	小堀友廣君
11番	清水利一君	12番	藤本勲君
13番	大塚季由君	14番	小堀信昭君
15番	小林和弘君	16番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居 充 書記 藤井和美

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村良隆
教育長	玉井喜廣	会計管理者	片山隆司
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
税務住民課長	北野美喜雄	環境安全課長	深水 滋
教育委員会 事務局長	蓮本直樹	福祉課長	小堀勝弘
上中病院 事務長心得	西川英之	健康課長	河原智恵美
建設課長	谷口 壽	水道課長	小山田勝昭
産業課長	小谷治和	パレオ文化課長	森川克己
観光交流課長	泉原 功	歴史文化課長	永江寿夫

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 3 認定第 2号 平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事

業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の
認定について

- 日程第 4 議案第 48号 若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 49号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 50号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 51号 若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 52号 若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正
について
- 日程第 9 議案第 53号 若狭町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第 10 議案第 54号 集落基盤整備事業実施計画の策定について
- 日程第 11 議案第 55号 平成 26 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 56号 平成 26 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 13 議案第 57号 平成 26 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 58号 平成 26 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 15 議案第 59号 平成 26 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 16 議案第 60号 平成 26 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 17 議案第 61号 平成 26 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 62号 平成 26 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 63号 平成 26 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 20 議案第 64号 平成 26 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第

1号)

- 日程第21 議案第65号 平成26年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第66号 平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正
予算(第2号)
- 日程第23 議案第67号 若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第24 請願第6号 福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高
浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再
稼働中止を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第25 請願第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- 日程第26 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第27 陳情第3号 手話言語法制定に関する陳情
- 日程第28 議員の派遣について
- 追加日程第1 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書について

(午前10時59分 開会)

○議長(福谷 洋君)

ただいまの出席議員数は16名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長(福谷 洋君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、16番、松本孝雄君、1番、渡辺英朗君を指名します。

～日程第2 認定第1号から日程第3 認定第2号～

○議長(福谷 洋君)

日程第2、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」の2件を一括議題にします。

「認定第1号」及び「認定第2号」は、去る9月5日に予算決算常任委員会に審査を付託し、その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、今井富雄君。

○予算決算常任委員会委員長(今井富雄君)

それでは、予算決算常任委員会の「決算審査」報告をいたします。

去る9月5日、平成26年度第5回若狭町議会定例会において予算決算常任委員会に付託されました議案は、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について」、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」の2件であります。

これら2件の議案審査のため、9月10日、11日の両日、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、片山会計管理者、田中総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算につい

て」であります。一般会計決算額は歳入総額129億4,335万7,000円で、自主財源の主なものは、町税19億2,124万8,000円、繰入金8億1,142万4,000円等となっており、依存財源の主なものは、地方交付税42億8,283万1,000円、県支出金13億2,805万8,000円、国庫支出金15億3,681万7,000円、町債13億6,310万円等となっており、依存財源の構成比は68.4%で昨年比1.1ポイント減となっております。

歳出総額は123億4,496万4,000円の主なものは、議会費1億1,156万9,000円、総務費21億1,965万7,000円、民生費21億5,336万9,000円、衛生費11億1,097万2,000円、農林水産費10億2,278万7,000円、土木費19億2,777万5,000円、教育費12億5,614万5,000円、災害復旧費3億513万円、公債費13億3,650万6,000円等となっており、平成25年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額5億9,839万3,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源として4,603万円があり、これを差し引いた実質収支は5億5,236万3,000円で、実質単年度収支では7,190万円のマイナスとなりました。

なお、健全化判断比率は、実質公債費比率15.5%、将来負担比率151.1%、財政力指数0.356となっております。

次に、特別会計であります。11会計の歳入総額は55億3,751万7,000円に対し、歳出総額は53億8,996万7,000円で、歳入歳出差引額は1億4,754万9,000円で、全ての会計が黒字決算で次年度へ繰り越されています。

いずれも町民の生活、福祉の増進に欠かすことのできない事業として、それぞれの目的に沿った運営がなされていると判断いたしますが、収入未済額が7会計で過年度分4,177万6,000円と合わせて5,535万円となっております。

次に、一般会計及び特別会計審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、基金の中で、住宅修繕基金の目的は。

答、町営住宅全てで修繕の必要性が発生した場合にこの基金を充てる。

問、町営住宅の家賃の中に修繕基金は入っているのか。

答、毎月いただいております。町営住宅等特別会計で基金を積んでいる。

政策推進課関連では、

問、JR小浜線、若狭町内の各駅ごとの25年度の管理費は。

答、主な駅として、三方駅で739万2,000円、上中駅で678万4,000円と

なっている。

問、子どもサポートセンターの事業費が昨年度より200万円程度減っているが。

答、昨年度は、開設に向けて必要なものを買揃えたため。

問、上瀬住宅団地購入に建築期限を付けずに早く売ったほうがよいのでは。

答、目的は、土地を購入して住んでいただくことである。5年計画で販売できないかと思っている。様子を見て変更もあり得る。

観光交流課関連では、

問、水月花の建物保険料金は幾らぐらい掛けているのか。

答、年間26万3,608円の掛け金を払っている。

問、災害保険金は入っていると思うが、会計処理はどうなっているのか。

答、雑入ということで、3,043万5,000円計上している。

環境安全課関連では、

問、今年度のカーブミラー設置要望は10カ所と聞いたが、昨年度の実績は1カ所と余りにも少ないようだが。

答、集落要望に応じて、設置工事は1カ所で、修繕は4カ所行っている。

問、先日、死亡事故があったが、そういう場所のカーブミラー設置は優先するように。

答、現場の確認は行っているので、早急に対応する。

問、町営住宅等で家賃未納額が多いようだが、集金回収はどうしているのか。

答、入居者と交渉して、分納で回収している。

問、若狭町で働いていて、結婚を機に若狭町に住む希望があるが、町の住宅は借りられないので美浜町に住む人がいるが、この現象はおかしいのでは。

答、町営住宅では他住所からの人口を増やしたい。そのため、あじさい団地などの空き家を紹介している。しかし、家賃の安いところを選ばれ、出ていかれるようである。

問、大鳥羽の町営住宅家賃は1万円以下だと思うが、そんな中で最新式トイレに改修してまで住んでいただくことに理解できない。

答、大規模な改修の場合は家賃を見直すが、今回は災害に伴うものであり、補助金等が入ってくるので、家賃には影響しない。

問、未収金の回収は、指定管理者のCネットが回収することになっていたはずだが。

答、未収金については、その請求は町が行うが、回収はCネットが行っている。

意見、井崎の町営住宅でかなりの年配者が入居しておられ、また生活実態が伺えないような入居者がおられるようである。実態を確認して必要な指導をすること。

問、協定書には、平成29年3月31日までの指定期間となっているが、途中でやめ

させてほしいと言われかねないのかの心配がある。

答、指定期間が残り2年しかないことから、今後のことも含め、将来的には譲渡した場合には、Cネットから固定資産税をいただくなどの話をしている。

あじさい団地、サン・コーポラス瓜生に関する流れの説明や、あじさい団地の改修などについて12月議会の全協で説明させてほしい。

意見、議員のメンバーもかわっているので、全協での説明の際、資料を再度配付していただきたい。

税務住民課関連では、

問、プラントに置いてある発行機の管理委託料は幾らか。

答、アイビックス、富士通へ年間290万49円、年間利用件数は200件である。

問、法人税が前年度より3,000万円ほど減っているが、その理由は。

答、法人税は会社の業績により上下に大きく変動するためである。

産業課関係では、

問、水産振興対策事業で、農業面では機械購入補助などがあるが、漁業に対しては聞いたことがないので、その説明を。

答、新規事業の有無について漁業組合に確認しているが、国の補助を入れた事業の取り組みが必要になることから、取り組みにくいという回答をいただいている。

問、漁業も一つの産業としての補助事業が必要なので、町単でつけるなど、積極的な検討をしてほしい。

答、ハード事業が取り組みにくいのであれば、振興策としてソフト面でも如何と提案している。

意見、福岡県宗像市の道の駅では漁業者が直接持ち込めるようになっている。漁業者の自活のことも考え、道の駅を漁業者が利用できるように。

答、貴重な御意見をいただいたので、取り組みをしていきたい。

水道課関連では、

問、水道と下水道合わせて1,000万円近くの未収金があるが、回収できないのでは。

答、徴収をどうするか検討し、システムを考える。

意見、漁業集落排水処理に関しては未収金が一切ない。不公平のないようにしていただきたい。

健康課関連では、

問、28名の方が子宮頸がん予防接種を受けられているが、脳の一部に支障が出るな

どの問題を知らずに受診しているのか。

答、周知は、国、県を通じてチラシを配布している。病院にも配布している。

問、安全性が確立されるまで止めたほうがよいと思う。リスクを伝えてほしい。

答、外国では予防接種が勧められていることもあり、このような状況が続いてはいるが、町ではできるだけ受診を勧めている。

問、幼児健康診査事業で成長発達確認と疾病の早期発見をしているようだが、該当者は増えているのか。

答、受診幼児の3割ぐらいの幼児について経過観察しているが、昔と比べて比較にならないぐらい多くなっている。

福祉課関連では、

問、老人保護措置事業で養護老人ホーム入所費800万円を使っているが、ずっと負担していくのか。

答、介護サービスが必要でない段階ということで養護老人ホームに入所されているが、将来的に必要なときには介護施設に入所していただく。

問、後期高齢者医療で保険料の不納欠損がないのはなぜか。

答、現在、未納者はいるが、不納欠損に該当する方がいない。

パレア文化課関連では、

問、図書の購入費が540万円と聞くが、図書館には新しい本がないように思える。毎年減っているようにも思えるが。

答、購入図書の明細がわかる資料を今会期の最終日に提示する。

歴史文化課関連では、

問、沖縄から進出する(株)アイセック・ジャパンが将来の進出先に熊川宿を考えておられるようだが。

答、熊川は県から出た話である。熊川に行くまでに多くの商いをしていただくために若狭町が応援してあげるのが原点である。

教育委員会関連では、

問、小中学校学習支援要員17名の方は時給制か。

答、雇用形態は二通りあり、臨時雇い職員は月給制、パート職員は時給制である。

以上、審査の過程と概要を申し上げましたが、審査の結果、まず、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。討論、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及

び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」であります。まず、水道事業会計では、収益的収入が1億4,611万1,000円、収益的支出が1億2,557万9,000円で、差引当年度純利益は2,053万2,000円となっています。

工業用水道事業会計は、総収益は給水収益を主とする2,731万8,000円であり、総費用は2,259万2,000円で、差引当年度純利益は472万6,000円であります。

上中病院事業会計では、収益的収支の状況は総収益6億6,911万9,000円に対し、総費用7億507万8,000円となり、当年度は3,596万円の純損失となっています。

また、資本的収支においては、収入462万4,000円に対し、医療機器更新、企業債返還で5,274万1,000円の支出となり、収支不足額4,811万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填しています。

次に、企業会計の審査過程における主な質疑を申し上げます。

まず、水道事業及び工業用水道事業会計では、

問、建設仮勘定で3億円からの未精算を残している工事は、

答、河内川ダムの建設負担金である。

問、施設の取り壊し時の除却や新設時の減価償却を貸借対照表で行われているが、実際、細かな作業は行われているのか。

答、企業会計では当然、除却している。特別会計では法非適用なので減価償却はしていない。今後、国の方針で下水道、水道に関して企業会計にするとの指導が行われているが、若狭町では、現在、特別会計扱いになっている。

次に、上中病院事業会計では、

問、未払分の2,600万円は薬品代か。

答、薬品、材料費、委託料など医業費用の未払分で、3月分の請求が4月に届くために3月末時点では未払金となる。

以上、審査の経過と概要を申し上げますが、審査の結果、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」は、討論はなく、採決の結果、全員の賛成をもって、認定すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の決算審査報告を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(福谷 洋君)

起立多数です。したがって、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町

工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

～日程第4 議案第48号から日程第27 陳情第3号～

○議長（福谷 洋君）

日程第4、議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」から日程第27、陳情第3号「手話言語法制定に関する陳情」までの24議案を一括議題とします。

この24議案については、去る9月5日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。それぞれの常任委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、原田進男君。

○総務産業建設常任委員会委員長（原田進男君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月5日、平成26年第5回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案2件及び請願2件、陳情1件であります。

9月16日午前9時より、付託議案審査のため、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、ほか関係課長の出席のもと、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第54号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」は、生産性の向上と農業経済の安定を図り、魅力ある農村集落を形成するための集落基盤整備事業を施行したいので、土地改良法により議会の議決を必要とするものです。

特筆すべき質疑、討論はなく、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定」については、若狭町観光交流センターの指定管理者を一般財団法人若狭三方五湖観光協会に指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、2年の任期の間に、来年になると観光協会組合長が代わるが、任期は2年そのままか。

答、観光協会組合長に関しては2年任期だが、代わったときには理事の就任については交代する。

問、この役員構成、或いは指定管理者にするのに各組合長が寄って協議したのか。

答、観光組合長が集まって協議したとは聞いていない。

問、指定管理者は観光協会長がするということだが、各集落の組合長がいるが、全く知らないと聞く。民宿の方にも協会が指定管理者になっているという話がまだ何もない。今後、問題になるのではないかと懸念しているが。

答、真摯に受けとめる。理事会で協議をして承認されたと聞いている。

問、一、二年で手を離されないか心配である。

答、指定管理者を選定するときには、途中で音を上げないように指導する。途中で辞めたときには、指定管理料を戻していただくような契約書にも記載し、ペナルティーをつける。

問、指定管理料の見込みとは、契約内容によって変わるということか。

答、見込みではない。当初の資料であるので、見込みになっているが、承認いただければこれで進む。指定管理者の方からは230万円で提案いただいている。

問、物品の販売料、レンタサイクル等の料金は指定管理者にお金が入るのか。

答、指定管理者の収入になる。

問、例が違うが、水月花は客商売で売り上げを上げている。年間幾らか町にもらっている。10年、15年たったら改築等をしなければならないが、そのための資金を積んでいかなければ全く積み立て等がないし、補助金もないということで、できないという結果になりかねない。やはり将来のために幾らかもらうべきではないか。考えはどうか。

答、第1期分ということで、この指定管理料を出した。平成30年までが第1期分だが、それ以降については要綱を改定し、指定管理者から収入を得る。行政の収入に上げることが必要だと思われる。それから積み立てしていき、施設の修繕費に使うべきだと考えている。

問、せっかく道の駅がつくられるのに、いろいろ心配なことがあり、今の現状で農産物のあのような程度では誰が寄るのかということ。周りから観光協会が指定管理をして何をしていると言われないうちに、しっかり研究して幅広い人からいろんな物を置いてもらう。それだけの品揃えがないと人は寄ってもらえない。降雨時にトイレが離れている。駐車場にバスが入って来たら、もう他の車は入れないという状況、しっかりとした計画でやってもらいたい。

答、指定管理を含め、しっかり指導し、不便のないようにしたい。

問、三方駅についての三方区との話し合いは始まっているのか。

答、1カ月ほど前に一度、三方区の方に政策推進課と一緒に話に入らせてもらった。今月末に、また話に入る段取りをしている。

問、そのときの雰囲気はどのようなものであったか。

答、最初はなかなか難しい問題ということであったが、例えば社協がカフェをするという予定を申したら、それはいい、観光協会がいるよりいいという役員さんからの返事があった。

質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号「福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求める請願」について、紹介議員である北原議員より請願内容及び理由の説明を聞き、質疑を求めました。

問、この請願団体が掲げている内容は差し止めであるが、日本の電力需給に対する意見、提案等が入ってこそ統制が成ると思う。どう考えているのか。

答、私の意見としては、原発はコストが安いと言われているが、実際には発電コスト以外に地域対策など国がお金を使っている。使用済み燃料の問題もあり、原発は安いとは思っていない。

質疑を終わり、次に討論では、美浜原発は40年以上経っているので廃炉にしてもいいと思っているが、大飯、高浜原発は美浜原発に比べ、それほど経っていないので、今後、安全性をもって運転をしていく必要があると思う。

難しい問題である。国としても一生懸命取り組んでいる。地方議会が採択、不採択する問題よりも国の成り行きを見ていく必要があると思う。

今後、生活レベルが大きく変わらなければ、原発ゼロになることが望ましいと国民全員が思っている。ところが、毎月数千億円の貿易赤字が出ている。高浜、大飯原発を停止するという事は、全国全てを停止することだと理解した。原発ゼロにするには、電気代が7,000億円増えるという記事が掲載された。

原発ゼロは望ましいが、議員には、国民の命だけでなく国民生活に対しても今の水準を大きく下げないようにする義務がある。本件に関しては声を立てないほうが望ましい等の反対討論があり、採決の結果、本案は委員全員をもって不採択すべきものと決定しました。

次に、請願第7号「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」では、質疑はなく、討論は、過剰米処理を求める1点の請願だけではなく、近いうちにJAから深い内容の請願の陳情が出てくると思う。今回は見合わせたほうがいいと思う。

政府による緊急の過剰米処理を求める請願に対しては何の問題もないと思う。議会だよりでの賛否一覧表の採決結果を町民が見たとき、内容が分からないので疑問に思う。

全農と民間企業で約100万トンぐらいは海外に輸出されている。各都道府県でそれぞれが備蓄米としている。今さら政府に言う問題ではない等の討論があり、採決の結果、委員全員により不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」、質疑は省略し、討論では、国からの交付税の用途を決めた今のやり方ではなく、県、地方自治体で指導的にお金を使えるようにしようとして書いてあった。日本は、まだ県、各市町で行う能力はないと思う。政策のやり方によって、日本の国がばらばらになったときには、独立など、おかしな方向に行き兼ねない。これは国からの権限、財源を地方にもらうのが主体だと思う。そのためには、3年、5年、県の職員、町職員、議員が自分たちで立案して勉強してから国に要望するべきである。時期尚早だと思う。

内容は理想的だと思う。これから地道にやっていく必要があると思うので、賛成する等の討論があり、採決の結果、本案は賛成多数で採択すべきものと決定しました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

教育厚生常任委員会委員長、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長（辻岡正和君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月5日の本会議において当委員会に審査を付託された案件は、条例の制定など議案6件、陳情1件であります。

9月17日午前9時より、委員会を開催し、全委員出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、田中総務課長ほか関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」であります。これは町が運営する指定介護予防支援事業の安定的運営のために条例を定めるものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、今回の条例は、自治体独自で発想して提案したのか。

答、今後、要介護が増えていく中、町として基金を持ちながらケアプラン作成の方を確実に雇っていきたい思いがあり、提案した。

問、介護保険には基金として積み立てるには一定の枠があると思うが、この基金にはないのか。

答、剰余金が発生したのは、平成24年、25年の2カ年だが、それまではケアプラ

ン作成者の賃金などは一般会計から補填していた。

問、他所の自治体は包括支援センターを外部委託されていて問題になっているが、若狭町は直営で介護サービス勘定でしているということか。

答、はい、福井県28カ所の内15カ所が直営で13カ所が社会福祉法人などに委託されている。

問、若狭町は今後も町営でしていこうとするための基金創設か。

答、今後は委託をしたほうが人も雇えるので、その方向も無きにしも非ずという状況なので、今後一、二年で考えたい。

問、ケアマネージャーが不足しているようだが、育成は考えているのか。

答、育成までは考えていない。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、生徒の負担金はないのか。

答、学校があるときは月5,000円で、夏休み期間中は1万5,000円である。

問、設備基準の関係で場所を設定したのか。また三方地域31名中、みそみ小学校関係は何名か、上中地域27名の内訳はどうか。

答、学童の場所の件は、平成22年度に放課後児童クラブ検討委員会で協議して現在の場所になった。利用状況は、みそみ小学校26名、三方小学校4名、明倫小学校1名、鳥羽小学校6名、瓜生小学校11名、熊川小学校2名、三宅小学校8名となっている。

問、学童保育の設置は、各小学校区でつくるという目標だったのではないか。

答、それぞれの学校で10名を超えた場合は小学校を基準にする括りを決めている。今後は10名を超えた場合は各学校でもらう方針である。

問、福祉プランでは3年で見直しをすると書いてある。福祉プランに基づいて増やしていくべきではないのか。

答、平成22年度以降、検討委員会を開催していないので、今年度で開催をして協議

していく。

問、放課後児童健全育成事業を夏休み中、上中庁舎でしていたが、4名の指導員では違反ではないのか。

答、夏休み期間は臨時的に補助員を増員して対応している。

問、6年生まで受け入れするようになったのか。

答、児童福祉法の改正で、6年生までの子供となっている。

問、住民に対してのニーズ調査をされて、学童保育に対するアンケートもあったが、見られたことはあるのか。

答、平成22年6月10日に児童クラブの検討委員会から報告をいただいた。平成22年2月1日から4回の検討委員会を設け、委員が十数名で、いろんな団体を入れて検討会を持った。内容は、低学年を中心に考えて、兄弟などがいて、希望があったら6年生まで拡充する。10名を超えた場合はそれぞれの小学校でするのがいいと決めた。

問、福祉プランは、コンサルに委託して冊子だけをつくるのが多いと思う。立派なものをつくらなくていいので、実現できるものをつくってほしい。

答、福祉は国の制度がよく変わるが、コンサルに丸投げはなるべくしない方向で職員が考えるようにしている。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。これは子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設及び特定保育型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、この条例で若狭町の場合、全て認可保育に入るのか。

答、町立8保育園と梅の里保育園はこの中に入る。岬保育所は来年4月からへき地保育所がなくなり、小規模保育に入る。

問、民間が1つ、あとは町営であるが、運営費は公的補助と利用者負担となっていると思う。利用者負担は保育所によって違うのか。町で基準があるのか。ないとすると、保育所全体のトータルの収入にばらつきが出るのではないか。

答、保育料は所得に応じ、給付費は年齢によって額が決まっていて、基準は一緒なのでばらつきは出ない。

問、保育必要度を認定して、これに応じて公的補助が決まるのではないか。

答、補助の金額が変わることはない。

問、特別利用保育とは何か。

答、第35条の保育に欠けない子供が保育所を利用した場合のことが規定されている保育です。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定しました。

議案第51号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、少子化で小規模な保育所の運営も出てくると思うが、所得に対して保育料は幾らというのは、保育料はどんどん上がっていくのではないか。

答、平成27年から町内同じ基準により保育料を設定されているが、保育料については、国の基準のままいくと大きい金額になるが、軽減をして条例で制定している。国の基準が若干変わるということで、12月に保育料の関係については条例を改正しなければならないと考える。

問、この条例が必要なのは、岬保育所と他にどこかあるのか。

答、町内では岬保育所がこれに該当する。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。これは次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部改正する法律の施行に伴い、条例を一部改正するものであります。

審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、今回、父子を入れるということか。

答、そのとおりです。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号「若狭町保育の実施に関する条例の廃止について」であります。これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の保育に欠ける事由の条例委任規定が削除されるため、条例を廃止するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

続いて、陳情第3号「手話言語法制定に関する陳情」であります。これは手話が音声言語と対等な言葉であることを広く国民に広め、聞こえない子供、大人ともに手話を身につけ、手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう、国に対し意見書の提出を求める陳情であります。

審査の過程における主な意見を申し上げます。

意見、今回は耳の聞こえない人だが、次は目が見えない人から広報等を点字にという要望があるのではないかと思う。

意見、今後、いわゆる身障者の関係で、車いす、手話、点字の問題があつたりするが、避けて通れない時代になるのかと思っている。

続いて、討論の内容を申し上げます。

賛成討論、国がそういう姿勢をとるということが一番根本である。今回は国に法整備をしてほしいということなので、ぜひ意見書を提出したほうが良いと思う。

他に討論はなく、採決の結果、委員の賛成多数をもって原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

予算決算常任委員会委員長、今井富雄君。

○予算決算常任委員会委員長（今井富雄君）

予算決算常任委員会の「補正予算審査」報告をいたします。

去る9月5日、平成26年第5回若狭町議会定例会において予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第55号「平成26年度一般会計補正予算（第2号）」から、議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」までの12件であります。

これら12件の議案審査のため、9月18日、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、片山会計管理者、田中総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第55号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5億5,709万9,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を108億3,737万4,000円とするものであります。

歳出の主な補正内容は、総務費では、社会保障・税番号制度導入関連で、合わせて899万3,000円。

民生費では、パレア若狭修繕費、認知症一行詩作品DVD制作費用などで380万円が計上されています。

農林水産業費では、東黒田地係の農地集積集約化対策事業として1,368万円。

商工費では、商工振興費として、アイセック・ジャパンへの企業誘致促進事業と地域振興商品券事業で578万6,000円。

土木費では、花回廊ゲートウェイ整備事業として、備品購入に500万円、除雪対策費に6,666万7,000円。

教育費では、がんばる地域交付金活用事業として1,000万円。

災害復旧費では、林道施設災害復旧費として4,460万5,000円が計上されています。

これらの財源補正の主なものとして、町税1,350万円、国庫支出金4,170万4,000円、県支出金2,190万8,000円、繰越金4億5,236万2,000円、町債2,390万円であります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、森林組合に宿舎として貸した無住宅の屋根修理が予算化されているが、取り壊してはどうか。

答、周辺に民家があるので、応急の危険回避策として簡易的な修理をしたい。

問、社会保障・税番号制度へのタイムスケジュールに個人情報をご一般業者に委託するとあるが、歯止めは。

答、今回、嶺南市町歩調を合わせ、専門業者に委託しているが、個人情報に関する仕訳を委託するもので、個人名は外に出ない。

政策推進課関連では、

問、空き家活用事業に関して、屋根が落ちているような危険な家は景観への影響があると思うが、今後の総合的な考え方は。

答、集落ヒアリングでの実態確認や管理者へのアンケート調査を行っており、集落の方と連携を持ちながら慎重に考えている。

問、IT企業誘致予定のアイセック・ジャパンの事業は、意外にも古典的なものである。一般的に言語自動認識などもあるが、将来をどう思われているのか。

答、社内のそれぞれのグループで勉強されており、行政用語を暗記されて正確なものができると思う。まだ暫くは人でするのは大丈夫かと思う。

意見、今回の予算は、県も絡んでくるのでどうにもならないが、慎重にするように。観光交流課関連では、

問、道の駅の冷蔵・冷凍ショーケースの購入方法は。

答、予定では、物産と事務所の備品を2つに分けて入札する。

問、道の駅の中に入る業者はわかっているのか。

答、若狭三方五湖観光協会が入る。中に入る農産物を持ってくる方など、指定管理者が決めていく。

問、水月花の暖房設備の修繕を町が行うとのことだが、契約基準が決められていないのか。

答、備品の場合、20万円以下は指定管理者、20万円以上は協議の中で同意のもとで実施することになっているが、今回のように資産価値を高めるものは行政が行うという取り決めがある。

意見、しっかりとした基準を決め、全員協議会の場で報告してほしい。

問、水月花では、町内の業者を最優先にするというが、生鮮食品では間違いなく小浜から入れられている。

答、支配人への確認では、肉以外は町内の業者を通じて入れているとのことなので、確認する。

環境安全課関連では、

問、エコクル美方のごみ焼却施設は何年ぐらいでやりかえるのか。

答、目途としては15年、それ以降は改修をしながら延命を図る。

問、ごみ焼却施設で発生するエネルギー問題の考え方は。

答、廃熱を利用した、環境に優しいエネルギーを利用した施設も検討している。

建設課関連では、

問、河川維持管理の浚渫対象河川はどこか。

答、佐古川、中山川、赤尾川の国道から下、破風川、上吉田の北川、新道川、和伊和伊亭のJR側の水路、杉山川上流。

問、北川の浚渫はどうなったのか。

答、国交省で5カ年の浚渫計画があり、今年度は河口付近から浚渫を始めている。若狭町内にかかる分について要望しているが、今のところ計画については聞いていない。

教育委員会関連では、

問、上中体育館の雨漏り補修工事で暫定と言われたが、どのぐらいの期間を持たせる工事か。

答、暫定で表面をカバーし、おおよそ2年から3年程度を考えている。

問、2年後か3年後に本工事を始めることを念頭に置いた答弁か。

答、ほかにも耐震改修していない学校もあるので、整合性をとり、今後、本改修にもっていく考えである。

問、多目的広場の「若狭さとうみパーク」という名称に決まった背景は。

答、5月12日から6月30日までホームページ、チラシなどで公募し、100件の応募の中から、国体設立発起人会で選定した。

問、「若狭さとうみパーク」の案内看板設置費用は、単純割りすると、1本60万円になるが、そのように思っているのか。

答、単純に全て同じ工事をするわけではないが、単純に数字で割り戻すと、60万円になる。

問、パーク近くで誘導するのではなく、例えば国道162号線、国道303号線から来られた方に対して、また、気山、美浜あたりに建てないといけないのでは。

答、現在、観光交流課でも誘導看板の設置を計画している。教育委員会としても連携をとりながらわかりやすい看板になるようにしていきたい。

問、補正案を出す前に観光交流課と相談しながら計画を立てるべきである。本当は観光交流課と相談をしていないのではないか。あらかじめ両方で計画を立てなければだめだと思うが、いかがか。

答、そのとおりだと思う。大変申し訳ない。

問、看板設置の件、余りにも金額が大きい。地元の方は場所はわかっている。集中して設置しても何の意味もないと思うが。

答、国体会場というのを売りにしたい。今後は、先ほど来、提案いただいた看板設置場所も考慮し、観光交流課は、若狭さとうみハイウェイ、三方スマートICを導線に、教育委員会では国体の誘客をいかに増やすか検討を進める。303号線の看板については、この予算でできるように考える。

問、看板の設置はよいが、今回の看板設置は事業費として高い。

答、中身をもう少し詳しく説明すると、全体で1,000万円であるが、看板「若狭さとうみパーク」の9文字で450万円程度の見積もりと、ここには載っていないが、場内にモニュメントを立てる費用として320万円から330万円。あと案内看板の分である。モニュメントの絵が載っていないが、申し訳ないが、御理解いただきたい。

問、モニュメントは、誰がつくる予定か。

答、モニュメントについては、業者によりデザイン等を決めていきたいと考えている。

問、今回のモニュメントは、国体を意味してのものか。

答、若狭町にふさわしいモニュメントが国体ということになるのか、今のところわからない。「若狭さとうみパーク」と「国体」のイメージを合わせるために、一つはっきりしたものをつくりたい。

問、先般、屋内ゲートボール場を要望したが、予算がないと言われた。モニュメントよりも人間の健康のほうがとても大事である。考え方がおかしいと思う。

問、これまでの質疑を聞いていると、若狭さとうみパークのモニュメント建設予算は、その説明や説明から受けるイメージに疑問が多く、何を記念するのか、何を称えるのかが伝わってこないことと、その状況での予算化の整合性に対する疑念が晴れない。したがって、計画の再考ができないか。

答、御質問内容を一旦持ち帰り、検討させていただきたい。

このことを受けて、暫時休憩に入りました。

委員会再開の冒頭で、玉井教育長より次の答弁がありました。

答弁、御指摘を受けたモニュメントの建設の構想、計画性不備については真摯に受けとめる。担当の教育委員会で再考、精査し、12月議会でモニュメント建設分を減額補正させていただくことをここに約束し、平成26年度一般会計補正予算をお認めいただきたい。

以上、審査の結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、議案第55号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」ですが、繰越金を財源に基金積立金などに4,126万5,000円を増額補正するものです。

議案第57号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」ですが、繰越金、保険料還付金などを財源に後期高齢者医療広域連合納付金などに27万6,000円を増額補正するものです。

次に、議案第58号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」ですが、繰越金を財源に積立金として1,369万2,000円を増額補正するものです。

議案第59号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」ですが、介護保険事業、介護保険サービス事業の繰越金を財源に、積立金、償還金、居宅介護予防支援事業に5,322万1,000円を増額補正するものです。

次に、議案第60号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」では、分担及び負担金、繰入金、繰越金を財源に、積立金、水圧測定器購入、小川漁港、串小川の簡易水道補修などに912万3,000円を増額補正するものです。

議案第61号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」ですが、繰越金を財源に、積立金として1,017万7,000円を増額補正するものです。

次に、議案第62号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」では、繰越金を財源に、積立金として1,661万3,000円を増額補正するものです。

議案第63号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」ですが、国庫支出金、繰入金、繰越金などを財源に、台風11号で被災した大鳥羽公営住宅の修理、天徳寺公営住宅の居住者引っ越し費用、また同住宅解体費用などに1,353万5,000円を増額補正するものです。

次に、議案第64号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」では、繰越金、町債を財源に、上瀬住宅団地ごみステーション建設、天徳寺住宅団地造成に1,220万円を増額及び予備費276万4,000円を減額補正するものです。

議案第65号「平成26年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」ですが、熊川浄水場施設改良、水圧測定器購入で543万5,000円を増額補正するものです。

議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」では、資本的収入で原子力災害対策施設整備費補助金1億8,762万8,000円を増額補正し、放射線防護対策工事関連で2億2,112万9,000円を資本的支出補正するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

町営住宅等特別会計補正予算関連では、

問、大鳥羽住宅の台風11号被害で保険には入っていないのか。

答、その他財源の177万8,000円が災害共済金である。

問、天徳寺公営住宅からあじさい団地に引っ越しされる方は、家賃の差額が出ると思うが、補填はされているのか。

答、あじさい団地を公営住宅として使うので、差額は町で負担する。

問、天徳寺住宅が新しくなっても家賃は一緒か。

答、新しい建物での家賃を算定する。また、その時点であじさい団地に残られる場合

は、団地の正規の料金をいただく。

土地開発事業特別会計補正予算関連では、

問、上瀬住宅の方で、新しく上瀬団地に入られる方の割合は。

答、現在、成立している7件のうち5件であり、まだ迷われている方もある。

以上、議案第56号から議案第64号までの特別会計補正予算の9議案及び議案第65号、議案第66号の企業会計補正予算を審査した結果、討論はなく、委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の予算審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（福谷 洋君）

以上で委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第49号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第49号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第50号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第50号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第51号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第51号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第52号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第52号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「若狭町保育の実施に関する条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第53号「若狭町保育の実施に関する条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起

立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第53号「若狭町保育の実施に関する条例の廃止について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第54号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第54号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第55号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第55号「平成26年度若狭町一般会計補正予算

(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第56号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第56号「平成26年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第57号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第57号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第58号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第58号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第59号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第59号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第60号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第60号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第61号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第61号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第62号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第62号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第63号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第63号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第64号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、議案第64号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号「平成26年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」に対す

る討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第65号「平成26年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第65号「平成26年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(福谷 洋君)

起立全員です。したがって、議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第67号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（福谷 洋君）

起立多数です。したがって、議案第67号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第6号「福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求める請願」に対する討論を行います。

委員長の報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

本請願、賛成の討論を行います。

規制基準に適合すると認められた原発は、再稼働を進めるというのが安倍内閣の方針です。一方、5月21日、福井地方裁判所は、大飯原発3号機及び4号機の原子炉を運転してはならないという判決を下しました。判決理由の最大のポイントは、原発の運転によって、地域住民の人格権、とりわけ生命を守り、生活を維持するという人格権の根幹部分が侵害されるおそれがある。それから、原子力発電は、経済活動の自由に過ぎず、これは人格権の価値には及ばないというものであります。

この判決理由は、大飯原発だけでなく高浜原発にも当てはまります。

本来、地方自治体の第一義的な任務は、地域住民の生命、生活を守ることです。地方自治体こそ、この判決を尊重しなければなりません。よって、本請願は採択すべきものと考えます。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

私は、委員長報告の反対ということに賛成した答弁をさせていただきます。

一部、委員長報告に私が発言したことも載せられておりましたので、一部ダブるかもしれませんが、御了承をお願いしたい、このように思います。

私は、基本的に原発がゼロになっても、今の国民のみんなの生活のレベルが大きく変わらなければ、それはそれに越したことがない、これが基本的な考え方です。ところが、3年前の東北大震災以降、日本の貿易は赤字に転落をいたしました。今年になりまして、経常収支までが実は赤字、そういう風な状況になっております。これはエネルギーのための天然ガス、化石燃料、その他輸入が大変多いために赤字が出ておる訳ですが、それが一つの起因となって、円売りが始まり、今、大変な円安が進行しております。皆さん御存知のように、ガソリンの値段、170円いくでしょう。灯油がこれから要ります。大変なやはり国民の生活を圧縮しているというのが今の状態ではないでしょうか。

9月の初めですけれども、京都の地球環境産業技術研究機構という研究機関が原発ゼロで、電気代にそれを上乗せしてみんなに負担してもらおうと思ったら、どれだけのお金がかかるかという試算をいたしました。年間6,300億円から7,500億円、電気代に上乗せしなければならないということであります。これは製造業、企業に対する電気料金の値上げです。その分を企業がカバーしようと思えば、15万人から18万人の従業員に辞めていただかないとカバーできないという数字であります。果たして原発をゼロにして、国民の生活は今より大きくダウンすることなくやっていけるのでしょうか。

ドイツが数年前、原発ゼロということを出して、自然エネルギーという風な方向に進みました。けど、あの国は、隣のフランスやいろんな国から電力を買っている訳ですね。自分とこが全部つくっておりません。自分とこでは原発をなくしながら、よその国からその電力を買っているというのが実態であります。日本は海ですから、そんなことはできません。この国でつくらなければいけません。そういう風なことから、原発ゼロはそれは望ましい、それに越したことはありません。ただし、議員は、国民の命だけではなしに生活を守る当然、責務がある訳であります。そうしますと、今の水準を下げないで、まずそれは責任を持った行動はとれない、そういうことから、本件に関しては、やいやい請願をするのではなく、国の方向を見守る、これが我々の与えられた使命だと思います。

○議長（福谷 洋君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第6号「福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第6号「福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第7号「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」に対する討論を行います。

委員長の報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。7番、北原武道君。

○7番（北原武道君）

本請願、賛成の討論を行います。

今年産米価が今、暴落しております。JA概算金は、「花越前」1等米が1俵8,700円で、昨年の8割3分、もうちょっと低いんですが。「コシヒカリ」1等米が1俵1万300円で、これも昨年の8割6分よりやや低いという風になっております。直接支払交付金が半減され、米価変動補てん交付金が廃止された中でのことでありまして、農家は大打撃を受けております。

緊急対策として、市場にある過剰米を隔離する必要があります。

米穀安定確保支援機構は、民間から買い取りを決めた昨年度の剰余米のうち、25万トンを5年を超える政府備蓄米と交換すると発表をしております。これは8月のことでした。この発表が時期的に遅くて、また数量的にもまだまだ不十分であります。このような手法も含め、さらなる市場隔離対策が必要であります。

本請願は、緊急に過剰米処理を行うよう政府に意見書を提出してほしいというものであります。私は、採択すべきものと考えます。ありがとうございました。

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に反対者の発言を許します。15番、小林和弘君。

○15番（小林和弘君）

それでは、本請願に対する反対意見の討論を申し上げます。

農業を取り巻く環境というのは、戦後、食糧が足らない時期から見て70年たった今、

大きく変わっております。この請願書を見ますと、主食の米の需給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割です。政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で、政府の責任で需給の調整を行うのは当然のことだということで、農業関係で出てくるこういう陳情を見ますと、自分のことはさておき、全て国、政府が悪い、政府が悪という言い方でされてまいりました。これほど農業環境が変化しているのに、全然目を向けずに、そういう主張をずっと繰り返してきております。

私は、そういう風な主張をする前に、こういう請願を出される連中は、過剰米を何とかしなきゃいけないな、もっと国民に食べてもらわなければいけないという風な運動をされているのか。いわんや、請願を出している連中は、朝、昼、晩、米を食べているのか。まず、ここをきっちりしてもらわないといけない、こう思います。或いはこういう風なやり方では、農業の先行きは更に暗くなってまいります。やはり農協がトップなのかわかりませんが、そういうところと日本で過剰米が出るなら、よし、これから中国だ、試験所も入れて、中国の人の口に合うような米を作って、それで将来の農業を考えていく。そのためには、我々、国にどんどん陳情しても構いません。残ったから買え、おまえらの責任だ、こんな請願では、とてもお応えすることができません。そのように考えます。

○議長（福谷 洋君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

請願第7号「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（福谷 洋君）

起立少数です。したがって、請願第7号「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」に対する討論を行います。

委員長の報告は、採択でありますので、原案に反対者の発言を許します。15番、小

林和弘君。

○15番（小林和弘君）

私は、この「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」という陳情については反対をいたします。

大変難しい内容が長々と書かれておりまして、私なりにこの陳情内容を理解した訳ですけれども、それによりますと、地方財源の確保の観点からいろいろ述べられている訳でありますけれども、一番の問題点として、2009年のリーマンショックの経済対策として、その臨時的財源措置、すなわち、地方交付税の別枠加算や歳出特別枠をこれからは別枠とせず、恒久財源として地方交付税にすべきということであります。そうすれば、今年予算がベースになり、来年以降、社会福祉分がどんどん増額になって、シーリングのない予算になってしまいます。また、結論的には、交付税算定に職員数の削減率や人件費の削減率を加味することは極めて問題で、算定方法を改めてほしいというものであります。国としては、努力している地方に対しては交付税で加味する、だから、なるべく無駄遣いをやめてくれという風なことが国の意向だとは思いますが。

自治労は、労働組合でありますので、自らの組織の継続、発展、そして、その待遇に軸足を置くことは極めて自然な姿だとは理解いたしますが、公務員の労働組合と一般企業のそれとは大きな違いがあると思います。公僕である公務員は、国家のことについても大きな関心を持つべきだと思う訳であります。国の財政は、今年度の国家予算を見ますと、国債発行額が41兆円、国債の償還額が23兆円、うち金利支払いが10兆円ということで、元金の償還は13兆円です。41兆円を借り。それで、国家予算総額96兆円の予算の実に43%、41兆円が国債に依存しておる訳であります。既に1,013兆円を超えたという合計がそうであります。

現在、国は、2%のインフレターゲットを掲げておりまして、2%の物価上昇が実現すれば、金利はそれ以上になりますから、金利の支払いだけで数十兆円になるかと思われれます。この陳情は、私には、地方財源確保を名目に、公務員の削減、給与の削減をやめるよう要望していると、透けて見えるように思います。国家が破綻すれば地方も破綻します。地方が破綻しても、例えば夕張市ですが、国家は存続します。地方も大事ですが、それ以上に国の存続が大前提です。83万人を超える自治労の組合員、83万人を超えています。これが国家財政の再建を訴え続ければ、霞が関の国家公務員と言われるわずか3万人強、霞が関の3万人強の官僚も動かすことができるのではないのでしょうか。日本はまだまだ官僚国家です。このことが今、求められている自治省の為すべき国民への責務だと思い、本陳情には反対をいたします。

○議長（福谷 洋君）

次に、賛成者の発言を許します。発言はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（福谷 洋君）

起立多数です。したがって、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第3号「手話言語法制定に関する陳情」に対する討論を行います。

委員長の報告は、採択でありますので、原案に反対者の発言を許します。発言はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

ないようですので、他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、陳情第3号「手話言語法制定に関する陳情」は、採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午後 0時58分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○議長(福谷 洋君)

再開します。

お諮りします。ただいま、島津秀樹君ほか2名から発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」及び渡辺英朗君ほか3名から発議第3号「手話言語法制定を求める意見書について」が提出されました。

この2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

異議なしと認めます。よって発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として、発議第3号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第2号～

○議長(福谷 洋君)

追加日程第1、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を議題とします。

意見書(案)については、お手元に配付のとおりです。

本案について提出者から趣旨説明を求めます。2番、島津秀樹君。

○2番(島津秀樹君)

それでは、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

被災地の復興、そして、子育て、医療、介護など社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが論議されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域遍在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要と考えます。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するために、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきものではありません。

地方自治体は、更なる行財政改革に取り組み、実施検証する中で、実態に見合った歳出歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があると思います。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するために、2015年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、お手元の案のとおり意見書を政府ほか関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（福谷 洋君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（福谷 洋君）

起立多数です。したがって、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第2 発議第3号～

○議長（福谷 洋君）

次に、追加日程第2、発議第3号「手話言語法制定を求める意見書について」を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。1番、渡辺英朗君。

○1番（渡辺英朗君）

それでは、発議第3号「手話言語法制定を求める意見書について」、趣旨説明を申し上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体の動き、顔の表情などを使い、独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

2014年1月20日、日本は、国連に障害者権利条約の批准書を提出し、ようやく140番目の締約国となりました。障害者権利条約には、「手話は言語」であると明記されています。

また、2011年8月に改正されました「障害者基本法」には、「障害者は、可能な限り、手話を含む言語、その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められており、第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけられております。よって、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供や大人が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使える社会の実現と手話を言語として普及させ研究することのできる環境整備が進められるためにも、手話言語法の制定と必要な予算措置を講ずることを国に対して強く求めるものであります。

本日は、この陳情に関係される方々も傍聴にお見えになり、手話通訳も実施されております。何とぞただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（福谷 洋君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第3号「手話言語法制定を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（福谷 洋君）

起立全員です。したがって、発議第3号「手話言語法制定を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第28 議員の派遣について～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第28、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第5回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、9月5日に開会以来、本日まで21日間にわたり、提案されました平成25年度一般会計ほか各会計決算の認定をはじめ、条例の制定、一部改正、廃止並びに平成26年度補正予算など、重要議案につきまして終始熱心に、また慎重な御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

本会期中に開催された「若祭」につきましても、好天に恵まれ、3万3,000人ものお客様をお迎えすることができました。今後も町制10周年記念事業が続きますが、議員各位におかれましては、それぞれの行事に御参加賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、健康管理に十分御留意を賜り、住民福祉向上の

ために、なお一層の努力を払われますよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げまして閉会の言葉とします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月の5日の開会以来、本日まで21日間にわたり開催させていただきました。その間、平成25年度決算に伴う報告が2件、平成25年度決算の認定が2件、条例に関する案件、事業計画策定に関する案件が7件、平成26年度補正予算に関する案件が12件、指定管理者に関する案件が1件と合計24件の重要な案件につきまして御審議を賜りました。

この間、議員の皆様には、提案をさせていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議を賜り、それぞれ適切な御決議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会におきましては、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、お陰様で、台風16号でございますが、熱帯低気圧に変わりまして、今朝、通過をしたようでございます。大きな被害もなく、ほっといたしております。今後も災害に対しましては、危機管理を徹底いたしまして対応をしていく所存でございます。

今も議長からお話ございましたように、10月、11月にかけては、町制10周年の行事が多く予定をされております。

主な行事を少し御紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、10月5日でございますが、熊川いっぷく時代村と松木神社の大祭が予定をされております。また、10月10日から10月15日にかけては、オーストラリアから15名のホストファミリーが来町されます。

なお、10月12日には、オーストラリアへ派遣をいたしまして今年が25年目を迎えることとなります。そのために25周年のレセプションを開催をさせていただく予定をいたしております。

また、10月14日から16日、これ3日間に限るわけなんです、若狭さとうみパーク、ここで、県内外からグラウンドゴルフの皆さんを招聘をいたしまして、町制10

周年記念行事として大会を開かせていただきます。それぞれ今、申し込みが多数ございまして、それぞれグラウンドゴルフのチームの皆さんが若狭町へお越しになります。民宿等へのお客様も入り込まれておるといこともお聞きをいたしております。

そして、10月19日でございますが、これは2時からでございます。町制10周年の「なんでも鑑定団」、これの公開収録がパレア若狭でございます。今、聞きますと、大変な申し込みがあるようでございまして、それぞれ抽選をし、入場者を決めさせていただきたいと思っておりますので、そのあたりにつきましても御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、10月26日でございますが、若狭町の防災訓練を実施をさせていただきます。三方地域は梅の里小学校を中心に行います。上中地域は三宅小学校を中心、それぞれ消防団員、関係機関の出席によりまして訓練を実施をさせていただきます。

そして、大変恐縮ですが、11月も少しちょっとお話をさせていただきたいと思えます。御存じのように、11月2日でございますが、町制10周年という冠をつけまして、ふるさと若狭駅伝大会、これが開催をされます。

そして、11月3日でございますが、若狭町の文化祭、あわせて三方地域では若狭さとうみハイウェイ、高速道路の感謝祭ということでございまして、食の祭典を計画をいたしております。

そして、メインとしましては、11月14日から16日、これ3日間、町制10周年記念、ハート&アート、福祉と文化の祭典を開催をさせていただきます。

なお、特に11月15日、それにつきましては、若狭町の町制10周年記念式典を執り行わさせていただきます。

その式典が終了いたしますと、ふるさと大使によりますパネルディスカッション、また、町功労者の表彰式、一行詩の発表、今川裕代さんによりますピアノコンサートなど、多くの催し物を行わさせていただきます。

また、屋外では、「食の祭典」と銘打ちまして、屋外テント展を開催をさせていただきます。11月14日から16日、3日間、パレア若狭、上中庁舎を中心にハート&アートフェスタを開催をさせていただきますので、議員各位におかれましては御参加を賜りますよう、また、盛り上げをよろしくお願いを申し上げるところでございます。

なお、今、申し上げましたイベントにつきましては、町民の皆様方の交流もこの機会に多くそれぞれお図りをいただきまして、それぞれ事業につきまして、盛大に開かれまことをお願いを申し上げておきたいと思えます。私も期待をいたしております。

結びになりましたが、彼岸に入りました。朝夕めっきり涼しくなりました。

議員各位におかれましては、健康には十分御留意をいただきまして、更なる町政発展のため、益々の御活躍を心からお願いを申し上げます。

それぞれ多くの議案につきまして御決議賜りました。心から厚くお礼を申し上げまして閉会の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午後 1時19分 閉会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員